

# 兵庫地方労働審議会

## 第 27 回家内労働部会

議事録

令和 8 年 1 月 26 日 (月) 9 時 55 分～12 時 14 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益委員	今井委員、梅野委員
家内労働者 委員	中西委員、森内委員、森田委員
委託者委員	谷口委員、藤嶋委員、鷺尾委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 村田労働基準監督官
(1) 部会長及び部会長代理の指名について (2) 令和 7 年度家内労働対策について (3) 兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃に係る廃止諮問について (4) 兵庫県綿・スフ織物業最低工賃について (5) 兵庫県釣針製造業最低工賃について (6) その他	
議 事 内 容	
<p>○村田労働基準監督官</p> <p>それでは、定刻になりましたのでただ今から、「兵庫地方労働審議会第 27 回家内労働部会」を開催いたします。はじめに、事務局より兵庫労働局労働基準部長の岡本からご挨拶申し上げます。</p> <p>○岡本労働基準部長</p> <p>おはようございます。本日は大変朝早い中、お忙しい中、また、本格的な寒さを迎えている中、本日の家内労働部会の方に委員の皆様におかれましてはご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃より私ども、労働行政、取り分け最低賃金、工賃につきましてご理解、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます</p> <p>昨年、久しぶりに家内労働最低工賃につきまして、靴下製造業につきまして工賃の改定が行われたところでございます。今年は、3 件の家内労働に関する実態調査を行ったということで、本日 3 件の工賃につきましてご審議をいただくということで、本当に限られた時間の中、非常に重要なご審議をいただくことということで、委員の皆様方には大変ご苦勞をお掛けするかと思っておりますけれども、ぜひ本日の速やかな審議につきましてご</p>	

議論いただけましたらと思いますのでご理解、ご協力の方、賜れると思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○村田労働基準監督官

続きまして、定足数の確認をいたします。本日は、公益代表の岡崎委員がご欠席されていらっしゃいますが、地方労働審議会令第8条第1項の規定による定足数を充足していることをご報告いたします。

また、本日の家内労働部会につきましては議事を公開することとしております。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行にご協力の程よろしく願いいたします。

本日の家内労働部会につきましては、新たに令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間を任期とした、第13期家内労働部会委員の方にご出席いただいております。今回はその初回の部会となります。

そのため、本日、家内労働部会の委員として初めてご就任していただいた委員の方をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております「兵庫地方労働審議会 第27回家内労働部会資料」という題の資料1の1ページ「兵庫地方労働審議会 家内労働部会委員名簿」をご覧ください。

この名簿の中の家内労働者代表の委員といたしまして、去年は播州労働組合連合会の三村委員がいらっしゃいましたが、去年9月30日をもってご退任されました。本日は、その後、新たに任命されました森内里美委員にご出席いただいております。

では、森内委員よりご挨拶をお願いいたします。

#### ○森内委員

皆さんおはようございます。アシックスユニオンで、専従者として中央副事務局長を務めております森内里美と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私自身、東京の丸の内の方にアシックスの東京のオフィスがございまして、そちらで昨年まで勤務をしておりましたが、昨年末に神戸にあるオフィスの方に転勤をして参りまして、それを折に、今回の委員会の方に参加させていただくこととなりました。色々分からない事が多いかと思いますが、どうぞ皆様のご協力を得ながら委員としてしっかり務められるよう頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

#### ○村田労働基準監督官

ありがとうございます。それでは、議題の審議に入らせていただきます。

本日の議題につきましては、会議次第2のとおり6項目となります。

まず議題（1）についてですが、本日は第13期委員での最初の部会となりますので、部会長・部会長代理の選出をお願いしたいと思います。

部会長・部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条の規定により、公益委員の方の中から選挙により選出していただくこととなりますが、兵庫地方労働審

議会の慣行によりますと、公益委員の方から候補者を推薦していただき、それをこの部会でお諮りしてご承認いただくこととなっております。

今回もそのようにさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○村田労働基準監督官

それでは、公益委員の中から部会長と部会長代理のご推薦をいただきたいと思いますが、本日、ご欠席となりました岡崎委員から事前にご伝言を事務局にてお預かりしております。そのご伝言の内容を、お伝えさせていただきます。

公益委員側として、事前に公益委員の中で話し合いをした結果、部会長には今井委員、部会長代理には梅野委員をそれぞれ推薦したいとのことでした。

そのため、公益側委員から推薦いただきましたとおり、部会長には今井委員、部会長代理には梅野委員に就いていただきたいと存じますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○村田労働基準監督官

ご異議なしということでしたので、部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員が選出されたものと確認いたします。

事務局において準備をさせていただきます。

(事務局が部会長前に名札を移動)

○村田労働基準監督官

それでは、この後の議事進行につきましては今井部会長にお願いいたします。

○今井部会長

部会長を務めさせていただきます、今井でございます。円滑に議事を進行できるよう努めて参りたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、この家内労働部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。昨年より公益側、労働側、委託者側のそれぞれのお立場の中で、議事録確認する方を1名ずつ推薦していただき、公益1名、労働側1名、委託者側1名での議事録の確認をしていただいておりますので今年も同様にしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。では、公益側としましては、部会長の私が議事録確認を行うこととしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

○公益委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。続きまして、労側の委員は、どなたにされますか。

○森田委員

はい、私です。

○今井部会長

ありがとうございます、どうぞよろしくお願ひします。森田委員ですね。

○森田委員

はい。

○今井部会長

森田委員でよろしくお願ひいたします。では、委託者側の委員はどなたにされますか。

○谷口委員

それでは、谷口が務めます。

○今井部会長

では、谷口委員にお願ひいたします。ありがとうございます。

では、当部会における議事録確認については、私と森田委員と谷口委員が行うこととしたいと思いますますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。

では、次に議題に入って参ります。まずは、2の議題（2）「令和7年度家内労働対策について」ですが、事務局の方で説明をお願いいたします。

#### ○安積賃金室長

では、事務局よりご説明させていただきます。

まず家内労働とは、というところで簡単にご説明させていただきますけれども、家内労働とは、メーカー等から部品、または材料の提供を受け、物品の製造加工を行うというものでございます。発注する側を「委託者」、発注を受けて作業を行う側を「家内労働者」と言います。

また、家内労働者の同居の親族で、家内労働に従事する者を「補助者」と定義しております。定義につきましては、お手元に単体でお配りしております「家内労働関係法規」という資料がございます。1ページ目をご覧くださいと思います。ここに、家内労働法の「目的や定義」「家内労働者」「委託者」「補助者」の説明がされていますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、家内労働部会の位置付けについてご説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります家内労働部会関係資料の方に戻りますが、その資料の右下に各ページの通し番号を振っておりますので、そのページ番号でご紹介させていただきます。2ページ目をご覧くださいと思います。

そこに「兵庫地方労働審議会の構成」というタイトルで労働審議会と各部会の関係付けを表にしているものがございます。

家内労働部会は、兵庫地方労働審議会に設置されている常設の部会の1つとなります。常設部会としましては「港湾労働部会」「労働災害防止部会」「家内労働部会」の3つがございます。家内労働部会はその1つになり、この家内労働部会において、その最低工賃を実際に改正審議するとなった場合等につきましては、改正金額を審議する為に最低工賃専門部会を別途設置し開催するということになっております。

3ページ目をご覧くださいと思います。その1「家内労働部会」というところの職務の項目には「家内労働法第21条第1項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する」とされております。そのため、本日開催のこの家内労働部会においては、最低工賃改正の方向性と家内労働全般についてのご審議をいただくという位置付けになってございます。また、この部会で最低工賃を改正する必要があるという結論になれば後日、最低工賃専門部会を設置し、その場で最低工賃額の金額改正の審議を行っていくという流れになります。

続きまして、家内労働対策についてですが、全国の家内労働の状況について簡単にご説明させていただきます。

別途、机上配付させていただいております「家内労働のしおり」をご覧くださいと思います。32ページ、33ページをご覧くださいと思います。

ここに、家内労働の推移が表として記載されております。上の第1表をご覧くださいますと、全国の家内労働従事者数、委託者数が表にされておまして、委託者、家内労働者共に減少傾向となりまして、特に、家内労働従事者につきましては昭和48年の2,041,200人をピークに委託者につきましては、昭和45年の113,100社をピークとして、それ以降、年々減少している状況が確認できます。

最新の令和6年度の数字としましては、家内労働従事者数は91,266人、委託者につきましては6,481業者という事で共に大きく減少しており、特に家内労働従事者数につきましては、ピーク時の昭和48年の約200万人から、直近では、概ね20分の1以下に、つまり5%の規模にまで、縮小しているという状況となっております。

続きまして、兵庫県内の状況についてご説明させていただきます。

家内労働部会資料の6ページをご覧くださいと思います。6ページの上の表1ですが、こちらは平成17年以降の兵庫県内全体での家内労働者の推移表となりまして、その下の図1-1と1-2は、ここ10年間の推移を折れ線グラフにして示したものでございます。

やはり全国と同じように、全体的には減少傾向になっているというところになってございます。次の7ページ目の、円グラフをご覧くださいののですけれども、こちらは、家内労働者の業種別の状況をお示したものでございます。やはり兵庫県で家内労働者の多い業種につきましては、繊維工業、電機機械器具製造業、紙加工品製造業、皮革製品製造業という状況となっております。繊維工業と電機機械器具製造業につきましては、全国的に家内労働者が多い業種ということで、それ以外は兵庫県の地場産業というところとなっております。

続きまして、8ページから10ページまでのところになるのですけれども、こちらは家内労働者、委託者の状況について各監督署別・業種別に一覧にしているものでございます。兵庫県内の分布でいきますと、やはり西脇、姫路、加古川、但馬といった地域で家内労働者が多いという状況が認められます。それに比例しまして、委託者も同じように、それらの地域で多いという状況が確認できます。

続きまして、11ページをご覧くださいののですけれども、こちらは、危険有害業務に従事する家内労働者の概況になってございます。11ページの上の表が、ご覧くださいますと「危険有害業務に就く家内労働者数」につきましては、合計398名となっておりますが特に多いのは、動力により駆動する機械を使用される作業ということで、イメージでいいますと、縫製業での織機もしくはミシンといった機械が多いという状況となっております。

下の表ですが、こちらは家内労働者の労災加入の状況とか、労災保険の加入状況について示しております。家内労働者につきましては、労働基準法が適用される「労働者」という位置付けではありませんので、別途に準組合を作っていただいて、任意での特別加入という位置付けになっておりますので、中々、これらの保険の加入の実態が少ないというところになっております。

12 ページですが、こちらは家内労働安全性指導員の実績となります。兵庫労働局では、その指導員を現在1名委嘱しておりまして、その指導員が委託者側の会社を訪問し、安全衛生、またはその一般的な家内労働に関する指導を行っております。

今年度も例年どおり11社を回っておりまして、主に家内労働手帳の未交付とか、一部不良品の取扱の定めなし等についての指導をさせていただいたところとなっております。

続きまして13ページですけれども、こちらは「労働基準監督署等での監督指導の状況」というところになっております。各監督署で年間1件程度の実施を予定しておりますが、令和7年度12月までの実績は兵庫労働局内で3件の実施となっております。

なお参考に言いますと、全国的には合計しても50件程度という実績となっております。今年度実施したその3件につきましては、3件とも法違反が認められて違反状況としましても、家内労働手帳関係の違反とか、例年、毎年の報告が必要となる委託状況届の未提出という違反というものが主な指導内容となっております。

私からの説明は以上となっております。

○今井部会長

「令和7年度家内労働対策について」ご説明をいただきました。

ただ今の事務局の説明等について、ご質問・ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご質問等ないようですので、議題(2)についてはここまでとさせていただきます。

この後に(3)兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃に係る廃止諮問、(4)兵庫県釣り針製造業最低工賃、(5)兵庫県綿・スフ織物業最低工賃とそれぞれ3業種についてのそれぞれの審議に入ります。

ここでは、最低工賃の実態調査結果を元にご意見を伺うこととなりますが、その調査結果や意見を伺う前にまず、最低工賃の概要について事務局からご説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では引き続き、事務局よりご説明させていただきます。

まず、最低工賃につきましては、一定の地域において一定の業務に従事する家内労働者について、その最低となる工賃額を定めているものでございます。

お手元にお配りしております「家内労働のしおり」の22ページと23ページをご覧ください。ここに全国で設定されている家内労働の最低工賃の決定状況と、その件名が一覧表にされております。

全国では、93件の最低工賃が定まっているという状況でございます。全国的にも先程申し上げましたように、繊維製品製造業とか電機機械器具製造業の関係についての工賃設定が多くあるという状況となっております。

最低工賃につきましては、家内労働者の労働条件の改善を図るため、必要な業種に最低工賃を適正かつ、公正に決定する事が求められており3ヶ年の最低工賃の新設改正計画というものを定めて、それに基づいて検討を行っていくということになってございます。

兵庫県には、5つの最低工賃がございますので、こちらを直近の3ヶ年計画では、1年に2つ、2つ、1つと分けて3ヶ年で実態調査をし、当部会で報告させていただき、新設とか改正とか廃止とかの審議をしていただいているものとなっております。

資料の20ページ「第15次最低工賃新設・改正計画」をご覧ください。こちらで新設・廃止の基本的な考えとしまして、「1 改正について」の「(1) 計画的な改正」として、「3年をめどに実態を把握し、見直しを図ること。但し、経済情勢の変化や地域の実情を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される業種についてはこれを2年とすること。」とされております。

また、「2 新設について」とございますが、新設につきましては「関係団体からの新設の要請が出されている」あるいは「継続性のある業種で適用家内労働者数が300人以上存在するもの」等ということですが、現在、兵庫県の家内労働の状況や、また関係団体からの要請も特にないという現状ですので、特に新設については、今回ご審議いただくような状況とはなってございません。

見直しにつきましては、廃止もしくは改正の有無を判断するということとなります。

まず、廃止の方ですが、資料20ページの3に記載がありますとおり、該当する作業についての適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなどという場合、要するに、実効性を失っていると思われる場合について統合、整理等を検討し、難しい場合については廃止を検討するということになっております。

また、改正につきましては当該最低工賃に一定規模の適用家内労働者数が存在し、実効性がある場合で、長い間改訂されておらず家内労働者の工賃の状況、あるいは委託者の状況等から当該産業の最低工賃の引き上げ、統合が必要であるという場合については、改正を検討していくということとなっております。

最低工賃の新設、改正の場合は、その業種について地方労働審議会本審に諮問を行いまして、その上で別途、最低工賃専門部会を設置して最低工賃の金額審議を行うこととなります。

最低工賃を改正する場合については、その最低工賃専門部会において改正金額の審議をしていただく訳ですけれども、この家内労働部会におきましては、その前段階における改正をするかしないか、または廃止を検討すべきかどうか等についてご審議をいただ

くということになります。その際に、事務局において実態調査の結果について説明をさせていただきますので、それらもご参考にいただきながら、当部会でご審議いただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度は「第15次最低工賃新設・改正計画」という3ヶ年計画の初年度となっております。今年度は、資料の21ページの下の表のところに、その15次の計画が載せておりますけれども、7月に改正した兵庫県靴下製造業最低工賃以外に、今年は兵庫県但馬地区絹人絹毛織物業最低工賃と兵庫県綿・スフ織物業最低工賃と兵庫県釣針製造業最低工賃の3つの業種について、その計画に沿って実態調査を実施しております。

その各業種についての実態調査の内容と結果につきましては、後程、それぞれの業種の審議に入る前に事務局からその都度ご説明させていただく予定としております。

事務局からの説明としましては以上となります。

○今井部会長

事務局から最低工賃全体についてご説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

では、特にご質問等ないようですので、3業種の最低工賃についての審議に移りたいと思います。議題(3)「兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃に係る廃止諮問」に関しまして、事務局からご説明お願いいたします。

○安積賃金室長

では事務局より、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の実態調査の結果等も含めまして、状況についてご説明、ご報告させていただきます。

まず、この但馬地区の絹・人絹・毛織物業についてですが、主に今から200年程前に京都の丹後地方の丹後ちりめんから伝わったと言われております。特に丹後市と県境を接した豊岡市但東町を中心に織物業が広がっていき、但馬ちりめんと呼ばれて隆盛を誇っておりました。戦前の昭和10年代には、その織物業に従事する労働者が200人を超えていたとのことでした。

しかし、その後、国内の織物業の衰退とともにこの但馬地区の織物業も大幅に縮小してしまい、絹・人絹・毛織物業に関する団体であった但馬絹織物協同組合が平成26年に解散し、兵庫県絹人絹織物工業組合も組合員数の減少により令和2年8月をもって解散となっております。

以上がこの業種の大まかな動向となります。

では、その但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃についての要綱の簡単なご説明を、まず冒頭にさせていただきたいと思います。まず、絹織物とは蚕の繭から取った絹糸で織った織物のことを指します。人絹とは、人造絹糸として天然絹糸に真似て繊維素を溶かして加工して造った糸、レーヨン等で織った布のこととなります。毛織物とは、毛糸で織った織物のことを指します。また、ちりめんとは、緯糸に強い撚りをかけた糸を使うなどして織られた織物を精練加工することによって、この緯糸の解撚力、つまり、糸にかけられた撚りを解く力や収縮力で布地の表面が凸凹になった織物のことを指します。これらがこの但馬地区の絹・人絹・毛織物業となります。

資料9の23ページから30ページに、この最低工賃についての改定の履歴を一覧にしております。昭和48年から直近の平成14年まで合計7回の改正を行っております。特に30ページ目の平成14年の改正が最後となっております、これが現行の最低工賃の適用部分となっております。

その適用につきましては兵庫県但馬地区での絹・人絹・毛織物に従事する家内労働者がその対象となっております。

品目としましては後染めの正絹無地ちりめん、それから正絹紋りんずちりめん、正絹銀無地ちりめん、正絹紋意匠ちりめん、それから先染めについては正絹着尺、正絹コート地、帯がそれぞれ設定されております。

表の1番右の金額の欄が最低工賃額ということになっております。

最低工賃の金額は1万越につき幾らかで設定されております。越数とは緯糸の打込本数のこととなります。

ただ実際の発注におきましては、1反幾らというふうな決め方がほとんどということですので、1反当たりの越数というのが変わってきますので、最低工賃につきましては越数当たり幾らという決め方になっております。最低工賃の比較に当たっては1反当たりの金額を越数に換算して、その最低工賃と比較してお支払いいただいているということになっております。

続きまして資料31ページ以降が、昨年令和7年6月に事務局において実施した調査結果となります。

33ページをご覧ください。33ページの「1 調査対象」のとおり10人に調査を行いました。その下に「2 回収状況」や「3 家内労働者の類型等」で示しているのとおり、その10名の方全員から回答をいただいた結果、家内労働者は5人という結果でした。この調査対象10人というのも、前回の調査で家内労働者が10人だったということで、その家内労働者に対して全員に対して調査を行ったということになっております。その家内労働者の類型としましては専業が5人、補助者は1人ということになっておりました。

続きまして41ページをご覧ください。41ページに実際に調査に使用した調査票を付けております。この調査票に※印が縦に5つ並んでいる箇所がございますが、ここに用語説明がございます。ここで言います「専業」とは家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族と共に従事する者、「内職」とは主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって世帯の本業とは別に家計補助の為に家内労働に従事する者、「副業」とはほかに本業を有す

る世帯主であって本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者をそれぞれ指しております。この用語説明をご参考に、33 ページ「3 家内労働者の類型等」の専業、内職、副業、補助者毎のそれぞれの項目をご確認いただければと思っております。

同ページの「4 委託先」というところがございますが、ここをご確認いただきますと現在、但馬地区で行っている絹・人絹・毛織物業は但馬地区には委託先として1社もなく、全て京都府の会社から仕事が出されていることが確認できます。丹後地区が多く、その他、西陣等の丹後地区以外の京都の業者からの委託を受けて家内労働者が仕事しているということが認められます。ですので、兵庫県内にはこの仕事を出している会社は1社もないという状況になります。

36 ページをご覧くださいと思います。こちらの別表1では、実態調査の結果、家内労働者の「年齢別及び経験年数別」の分布を示しております。縦方向に年齢軸、横方向に経験年数軸を示した表となっております。年齢につきましては、平均して79.0歳ということで、非常に高齢化が進んでいるという状況が確認できます。また、経験年数につきましても50年以上の方しか従事していないという状況となっております。先程申し上げたとおり、前回調査時には10人の作業従事者がいらっしゃいました。今回の調査では5人となりましたので、残りの5人の方が何故、作業を辞められたのかということも、事務局の方で追申調査させていただきました。その結果5名全員が「高齢により辞めた」というようなことが確認できました。このような状況から、今後、この家内労働者が増加する見込みというのは非常に厳しい状況にあると思われるところとなります。

次の37ページの別表2をご覧ください。ここでは、家内労働者の「累計別」及び「1ヶ月当たりの工賃額別」の分布等を示しております。1ヶ月当たりの工賃平均額が67,400円となっております。

続きまして38ページをご覧ください。38ページの別表3で品目別工賃と所要時間等を示した表となっております。各品目におきます最低工賃額と最高工賃額を一覧とした表となっております。こちらは1反当たりの調査表の結果を1万越に換算しております。無地のちりめん、正絹紋りんずちりめん、正絹銀無地ちりめん、正絹コート地、帯の両6丁、10丁についての作業はありませんでした。また、正絹紋意匠ちりめん、正絹着尺につきましては工賃額が最低工賃額を上回っております。一方で、帯両8丁、帯両12丁の1万越当たりの工賃額が最低工賃を下回っていますが、これは調査時に正確な越数を把握できなかったため、品目毎に決められている標準越数ということで、あくまでも推計換算した金額となっておりますので、審議にいただく際にはご留意いただきたいと思います。

39ページの別表4につきましては、品目別での工賃の推移の表となります。平成28年以降直近4回の調査結果を一覧にしたものとなっております。

正絹の関係は、作業している品目が前回より減少しているものの、概ね工賃については上昇している傾向が認められます。しかし、帯については回答数も少なく、あくまでも推計値であることが起因しているためか比較的低い工賃であることが確認できます。

最後に、設定された最低工賃の作業に従事する家内労働者の意見を見ていただきたいと思います。資料35ページに戻っていただきまして、13をご覧くださいと、ご回答いただ

いた家内労働者5人の意見をまとめております。5人全員から回答をもらっておりまして、その内2人は記入なしでした。残りの3人の意見として「最低工賃を引き上げて欲しい」との意見があり、そのうち2人からは「最低工賃は必要である」との意見も合わせていただきました。

続きまして、資料40ページの別表5をご覧ください。各個別の自由意見欄への記入内容を記載しております。令和4年の前回調査で、1番多かった意見も「最低工賃を引き上げて欲しい」で5名でした。家内労働者の全体数は減少した事に伴い、回答数が減少しております。

調査結果としては以上となります。

以上の調査結果を踏まえまして、事務局としましては、この兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃については廃止することが妥当ではないかと考えております。

その理由といたしましては、まず1つ目として絹・人絹・毛織物業に関する団体である協同組合や工業組合がともに解散しており、この但馬地区絹・人絹・毛織物業については、兵庫県内で仕事量が増加することが見込めない状況であること、2つ目としましては、特にこの但馬地区絹・人絹・毛織物業について家内労働の委託者として仕事を出している事業所が兵庫県内には存在しなくなったこと、3つ目としましては、新規参入の傾向が認められず、年々作業従事者が高齢を理由に減少しており、現在5人いる家内労働者も非常に高齢なため、今後もその従事者の増加を見込めないこと、以上の3つの点を踏まえまして、この但馬地区絹・人絹・毛織物業についての最低工賃として設定を残すことは既に実行性は失われているのではないかということが理由となります。

以上が事務局意見ですけれども、最後に参考としまして、それ以外にも事務局で調査していることがございますので、この場でご報告させていただきたいと思っております。

まず、1つ目としましては、今回の実態調査の結果、この但馬地区絹・人絹・毛織物業の委託者、つまり、仕事を出している会社は兵庫県内では存在せず、京都府の丹後地区を中心とする事業所が委託者であることを確認しました。そのため、事務局におきまして昨年12月に京都労働局に調査を実施し、京都府の最低工賃の動向につきましてヒアリングを行ってきました。

京都府では、最低工賃の設定としましては、「丹後地区絹・織物業最低工賃」と「紙加工品製造業最低工賃」の2つの設定がありました。そのため、この兵庫県の但馬地区絹・人絹・毛織物業との関連性が高い、京都の丹後地区絹・織物業最低工賃の動向について確認をして参りました。

その結果、京都の最低工賃につきましては昨年令和7年10月に約12年振りとなる工賃改正の結審を行い、今年6月から改正されて発効される予定であることを確認致しました。

その改正内容としましては、先染の帯について繊維の性能による区分を撤廃したり、丁数による区分、単位の変更を行ったりしておりました。

後染めの正絹無地ちりめんにつきましては1万越し当たり250円から280円に改正し、正絹紋織物につきましては340円から380円、工賃の上方改正が認められたところです。

その審議の際に、兵庫県の但馬地区絹・人絹・毛織物業についての資料を事務局から提供していたとのことですが、特に京都の専門部会の委員の方からは特に意見もなく、工賃の審議に影響を与えることはなかったということを確認しております。

また、この京都の最低工賃と兵庫の但馬地区の最低工賃自体の比較が困難であり、というのも最低工賃の設定条件、単位が同一ではないため、純粹に両者の工賃を比較することは難しかったということも確認しております。

なお、参考までに京都府の丹後地区絹・織物業最低工賃の適用のある委託者、会社としましては64社、家内労働者としましては457人というところを確認しております。京都でも年々減少傾向ではあるものの、未だ一定の規模を持った京都府における基幹産業であることを確認して参りました。

以上が京都府の丹後地区織物の最低工賃の動向となります。

続きまして、もう1つ参考としてご報告させていただきます。この兵庫の但馬地区絹・人絹・毛織物業自体を、県が地場産業として捉えているどうかということも、事務局の方で確認して参りました。その結果、今年1月7日に兵庫県庁の担当部署に確認したところ、兵庫県としましては、県内の地場産業としては、たつの市等の「手延素麺」とか、姫路市やたつの市の「皮革」とか、三木市の刃物としての「利器工匠具」つまり刃物等の合計37産業について地場産業として登録しておりました。県としては、その37の地場産業について動向の確認、把握を行うとともに支援対策の検討を行っているということでした。ちなみに、兵庫県の最低工賃として設定している5業種の中では、この地場産業に入っていますのが「靴下製造業」、「釣針製造業」、「綿・スフ織物業」、この3つにつきましては地場産業として登録されておりました。ですので、この但馬地区絹・人絹・毛織物業につきましては、兵庫県としましてはその動向も把握できておらず、支援の対象にもなっていないという残念ながらそういう結果でございました。

以上長くなりましたけれども、この兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業についての事務局による調査の報告と合わせて、参考情報をご提供させていただきました。

○今井部会長

ただ今の事務局の説明等について、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中西委員

すみません、1つ確認させてください。兵庫県内の委託業者がいなくて、京都の方からのということなのですが、この工賃は委託者側の県の最低工賃が適用されるのか、それとも家内労働者側の方がいらっしゃる県の最低工賃が適用されるのかどうかについて確認をお願いします。

○安積賃金室長

はい、お答えさせていただきます。家内労働法の適用というのは、家内労働者が作業を行う場所になりますので、但馬地区の家内労働従事者は京都から仕事受けていても、兵庫県の但馬地区絹・人絹・毛織物業の最低工賃の適用受けるということになります。

○中西委員

分かりました。

○今井部会長

はい、他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご質問ご意見等ございませんでしたら、議題（3）については意見をとりまとめて参りたいと思います。

そうしましたら、本業種については但馬絹織物協同組合が平成26年に解散しており、また、兵庫県絹人絹織物工業組合も令和2年に解散しているということで、絹織物業については兵庫県内で仕事量が増加することが見込めない状況であることや、また、県内で委託者が既に存在しない状況にあること、また、この業界には今後の新規参入の傾向が認められず、現在5名となっている家内労働者も増加することが認められないこと等から、この兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃につきましては廃止することが妥当であるとして、当部会の意見としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは当部会としましては、この最低工賃につきましては廃止することが妥当であるとの意見を確認いたしました。では、この最低工賃についての報告、答申の手続きに入りたいと思います。最低工賃の廃止が妥当であるとの審議の結果につきましては、兵庫県地方労働審議会運営規定第10条において、家内労働部会がその所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の可決とすることを規定しています。

先程、この兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止することが妥当であることを全会一致で合意していただいておりますので、その内容で事務局に当部会報告（案）、及び答申文（案）を作成してもらい、答申を行うことといたします。当事務局において、この内容で部会の報告文（案）及び答申文（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、それでは準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局が報告文(案)を各委員に配布)

○今井部会長

では、報告文(案)から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文(案)を読み上げてください。

○安積賃金室長

はい、事務局の方で読み上げさせていただきます。

(案)

令和8年1月26日

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭涼子 殿

兵庫地方労働審議会

家内労働部会

部会長 今井陽子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定に関する報告書

本部会は、令和7年11月21日、兵庫地方労働審議会において付託された兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について、慎重に審議が固めた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

別紙

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

以下は現行設定されている最低工賃のとおりですので省略させていただきます。

2 廃止の効力発生の日

法定どおり

以上です。

○今井部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文(案)の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○今井部会長

ありがとうございます。それでは、報告文(案)から(案)を消したものを正式な報告文といたします。

続いて、先に事務局から説明がありましたように、当部会にて議決した際には、これを地労審議での議決とすることとなります。そのため、本日、局長あての答申を行っていくこととなります。

事務局は答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

(答申文(案)を各委員に配布)

○今井部会長

それでは事務局の方で、答申文(案)を読み上げて下さい。

○安積賃金室長

はい。

(案)

令和8年1月26日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について(答申)

本審議会は、令和7年11月21日付け兵労発基1121第3号をもって諮問のあった標記について、家内労働部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった家内労働部会委員の氏名は次のとおりである。

氏名の読み上げは割愛させていただきます。

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

以下の読み上げも割愛させていただきます。

2 廃止の効力発生の日

法定どおり

以上です。

○今井部会長

ただ今、読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日は、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長に答申文を手交、事務局が答申文（写）を各委員に配布した。）

○今井部会長

では、この答申に基づいて、今後の流れについて事務局からご説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、ご説明させていただきます。本日の答申以降の流れについてご説明させていただきますけれども、この答申を受けまして、関係者からの異議申立に関する公示をさせていただきます。その結果、異議申立がなければ、厚生労働省本省の方で官報公示の手続きを行って

いきます。法定どおりで最短の手続きが出来たとしますと、官報公示予定日は3月6日金曜日となります。異議申出の状況や公示の関係で遅れることもありますので、この日以降で公示され、その公示日から本件が発効されることとなります。

以上が、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業に關しての最低工賃に係る今後の流れとなります。

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは続きまして、議第(4)「兵庫県綿・スフ織物業最低工賃について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○村田労働基準監督官

賃金室の村田と申します。

では、兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料11の47ページをご覧くださいと思ひます。こちらは「播州織企業数・織機台数等の推移」となります。これは、播州織工業組合の方から提供を受けました播州織企業数・織機台数の推移に関する資料となります。企業数・織機台数は昭和50年頃をピークに、生産数量は昭和60年初頭をピークとして、それぞれ減少をしているという状況です。従業員数も減少傾向でして、令和6年時点では428人となっております。

次に資料12の50ページから56ページまでありますが「兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移」ですが、こちらは当初設定時から過去6回の改正までの綿・スフ織物業最低工賃の推移を示す資料となっております。綿・スフ織物業最低工賃は昭和50年に設定されまして、その後改正し、今現在では平成11年が1番直近の最低工賃改正となっております。こちらは1ヤール、つまり0.915メートルというこの単位を用いまして金額が決まっております。品目につきましては、ポップリン、ピンポイント、ドビークロスとなっております、こちらは織り方の種類となっております。また、こちらは綿の糸の太さとか本数によって規格というのが決まっています、これらの金額となっております。

資料13の57ページ「令和7年度 兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査報告書」をご覧ください。

令和7年6月に実施した綿・スフ織物業の実態調査結果となります。綿・スフにつきましては、委託者、家内労働者が県内におりますので、その調査対象としましては委託者につきましては播州織産元協同組合の加入事業所及び委託状況届等で把握した委託者の方に調査票を送って、それを回収した結果となっております。

また、家内労働者の調査結果につきましては、播州織工業組合の方から組合員の名簿の提供を受けまして、この名簿から株式会社、有限会社を除外した34人と工業組合の情報から非組合員7人加えた、計41人について調査を実施したという状況でございます。

回収率につきましては、委託者が90.9%、家内労働者が36.6%という状況でした。

60ページ以降が委託者状況調査結果です。その概要を、説明致します。

まず、61 ページの 1-1 「委託者の家内労働者数による規模別区分」では委託者が何人の家内労働者の方に委託をしているかということを経営別に区分をしたものになっていて、1 社平均が 14.6 人となっております。

それから、63 ページの 1-6 「1 ヶ月当たり工賃額・工賃額別家内労働者数」では、5 万円未満の方が 6 人である一方、100 万円以上の方は 8 人となっております。平均は 399,500 円となります。

同ページの 1-7 につきましては、先程の 1-6 の状況を令和 4 年の前回調査と比較したのになっておりまして、平均額につきましては令和 4 年が 368,750 円となっておりますので、今回の平均額が令和 4 年から上昇していたことが分かります。

続きまして、64 ページの 2-1 「現行設定の品目規格の品目別委託状況」ですが、こちらは現行の最低工賃で設定されている品目毎の委託者数、家内労働者数、工賃額をまとめている表となっております。委託者は品目毎に 1 社～2 社というような状況となっております。

家内労働者につきましても、ドビー朱子ハンカチは委託者と共に 0 人、1 番家内労働者数が多いドビークロスの多丁杼では 10 人となっております。

次のページの 2-2 ですが、こちらは最低工賃の設定外の品目です。こちらについては、例えば 50 ポプリンの規格は、最低工賃の規格はストライプ物なのですが、50 ポプリンの全種類となっているような品目や糸の太さ、糸の本数といった最低工賃が適用されない規格の設定になっている委託業務の委託者数、家内労働者数及び工賃額を先程の表と同様にまとめております。こちらにつきましても委託者については 1 社、家内労働者数につきましても多いところで 10 人となっていることから、規格外のところについて非常に多い分布であるという状況ではないということをございました。

次の 66 ページの 3-1 「最低工賃設定品目別委託状況（令和 4 年度調査と比較）」を見ますと、上段が令和 7 年の結果で、下段が前回令和 4 年の結果ということになっておりますが、今年につきましては今回調査及び前回調査にて委託が認められなかった品目を除く、全品目が工賃の最低額、最高額、加重平均額、全ての要素で前回よりも増額しているという状況でした。

次の 67 ページ、3-2 「最低工賃設定品目別工賃額（令和 4 年度調査との増減率）」というのですが、こちらは先程の表で示しました加重平均額を前回の令和 4 年度の調査との増減率で示した表ですが、先程お話したとおり今回調査及び前回調査にて委託が認められた全品目について、加重平均が前回調査の加重平均を上回っていること、また現行の最低工賃額よりも一定上回っていることが認められるものとなっております。

次に 68 ページの 4 「最低工賃設定規格品目別の工賃最低値の分布状況」をご覧ください。各最低工賃設定規格品目について、工賃階級別に家内労働者数の分布状況を示しております。太枠が最低工賃額ですが、ほとんどの家内労働者の工賃が、最低工賃額が属している階級に分布されているということが分かるような状況となっております。

次の 69 ページの 5 と 6 に関しては、委託者の方の個別の意見で記載があったものについてのみ、全て転記しております。こちらは委託者からいただいた意見となっておりますので、最低工賃を引き上げた場合の影響に関する意見では、業績にとってマイナスになる旨のこと

や、最低工賃設定規格外のために影響はないというものが意見としてありました。家内労働全般に関する意見では、原材料費や電気代の高騰による影響が懸念されるものがありました。

70 ページ以降は「家内労働者の調査結果」となっております。こちら以降は、調査に対して回答が得られたもののみで集計を行っています。

71 ページ1-1「家内労働者類型別分布状況」を見ますと、家内労働者数が14人、補助者数が11人、合計25人となります。

次のページの、72 ページ 2-1「家内労働者の年齢、職歴状況」をみますと、60歳以上が14人中13人と92%を占めておまして、また、その14人全員が、経験年数が10年以上で、約92%が経験年数40年以上という状況から、新規参入がない状態であって、長年従事されている方が高齢化してきているという状況となっております。

続きまして、75 ページの4-1にあります「1ヵ月当たり工賃額別家内労働者数」ですが、こちらは工賃の1ヵ月当たりの収入の分布となっております。15万円以上から90万円未満の間で分布しております。50万円以上60万円未満の方が最も多くなっております。

76 ページ4-2「6月度工賃額別家内労働者補助者数」では、補助者の方を含めた工賃の1ヵ月当たりの収入の分布です。50万円以上の収入のある家内労働者の方は6名で、前回調査と比較すると、人数としては増えている状況です。

77 ページ4-3ですが「家内労働者の6月度の必要経費状況」となっておりまして、この記載されている必要経費を差し引いたものが、4-4「6月度の月額工賃と必要経費を差し引いた工賃区分・分布」となります。差し引いた額での平均は339,318円となっております。前回調査が平均293,800円だったのですけれど、前回と比べて上昇しているという結果でした。

次の79 ページ5-2で「最低工賃設定品目別工賃額（令和4年度調査との比較）」ですが、こちらは家内労働者の調査結果となっております。同様に上段が令和7年度、下段が令和4年度となっております。委託者調査の結果と同様に、工賃最低額が前回調査よりも上昇しております。現行最低工賃額を下回っているものは見受けられないという結果でした。

続きまして83 ページ 8、9は、家内労働者の個別意見を全て転記したものとなっております。最低工賃に対する意見で最も多い意見は「最低工賃の引き上げよりも、まず仕事量を確保して欲しい」というものでした。次いで「最低工賃を引き上げて欲しい」という意見が多いという状況でした。

家内労働全般に対する意見では高齢化や設備の老朽化により企業の存続が危ぶまれていることや仕事量が減っていること、希望として最低工賃引き上げを望むものがありました。

綿・スフの調査結果につきましては以上となります。

そして、実態調査を踏まえましての事務局として意見を申し上げたいと思っております。調査を踏まえますと、家内労働業務の減少、家内労働者の高齢化が進み現行の最低工賃設定品目に該当する委託者、従事家内労働者共に減少しております。コロナ禍であった前回調査時と比較をすると工賃総額は上昇しているのですが、工賃単価は微増に留まっております。今後上昇する可能性は低いものではないかと考えております。

また、先程ご覧のとおり、最低工賃設定品目以外のまとまった数の家内労働者数が従事する品目というものは見当たらないので、新たに品目を新設する必要も認められないと思われます。

以上のことから事務局としては、金額の改正の諮問を見送ることは適当ではないかと考えております。また、最低工賃適用委託者は長期的に減少をしております、今調査では2社のみとなっております、最低工賃適用家内労働者数合計は37人で廃止基準の100人未満に減少しているという状況なのですが、ただ一方で綿・スフ織物業自体は企業数100社前後で、労働数としましては428人だったということで500人前後と一定数の規模を維持しておりますので、今後早急に家内労働業務が消滅する可能性もないこと、また家内労働者は高齢化しているのですが、前回調査で補助者だった孫が家内労働者の後を継いで業務を行っている現象も調査の中ではみられたので、高齢化に一定の歯止めが掛かる可能性もあると思われますので、現時点では廃止について積極的に進める必要はないものと考えております。

以上の調査結果を踏まえまして、事務局といたしましては、この兵庫県綿・スフ織物業最低工賃につきましては、今後の動向も慎重に見た上で審議する事が望ましいと考えられまして、今回は廃止諮問及び改正の諮問は見送ることが適当ではないかと考えております。

以上の旨、事務局からはご提案させていただきたいと思っております。引き続きご審議をよろしく願いいたします。

○今井部会長

ありがとうございます。

それではただ今の事務局からのご提案につきまして、労働者側・委託者側でそれぞれご意見を集約した上で、ご発言をお願いしたいと思います。ご意見の集約に当たって、それぞれ別室での打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○各委員

はい。

○今井部会長

そうしましたら、ご案内をお願いいたします。

○安積賃金室長

それでは、事務局でご案内をさせていただきます。

(労働者側委員、委託者側委員別室にて打ち合わせ)

○今井部会長

それでは審議を再開させていただきます。

まず、事務局提案に対しまして労働者側委員の方からご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○中西委員

はい、中西からさせていただきます。3年前の調査と比較して月額工賃が上がっているということを踏まえまして、今回については、事務局提案どおりで良いかなというふうに思っています。

以上です。

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは続きまして、委託者側委員からご意見をお願いいたします。

○谷口委員

それでは、委託者側を代表して私から意見を述べさせていただきます。打ち合わせの中で出てきた質問といいますか、今後のお話、お願いがございますので、それは後でお話をさせていただきたいと思います。委託者側も先程事務局の方からいただいた意見について同意をしたいと思います。特にこの播州織を中心としたこの業界については、兵庫県にとっては非常に重要な地場産業の1つでございますし、資料49ページの1番上のグラフを見ても、輸出比率のパーセンテージで今後の期待を持てる傾向として、少し輸出比率が上がっているということで、こちら播州織の地場産業地域の中に他の地域から入ってきて、非常に播州織を気に入られて良い製品を作って海外へと展開をされている若手の方もこの業界を支える方として育ってきて、そういう方も出てきている状況なので今後の業界の発展といいますか、どんどん右肩下がりでのどの業種もそうなのかも知れませんが、それに歯止めが掛かって再度右肩上がりなり、この下がっていく状況を何とか歯止めを掛けるような行動をしてくれている若い人もいらっしゃるようなので、この業種の家内労働にそれがどれ位、また、効果があるのかというのはこれからの話ですけれども、今後の業界の発展を期待して、工賃については、委託者側の意見、調査であったとおり、中々上げるというのは経営上難しい状況ではあるのですが、ただ、この工賃を廃止とかいう方向に行くのではなくて、維持して業界の継続には委託側それから製造者側も頑張っていくという意気込みが今、若干見えてきている状況なので、そういう事も含めて事務局の意見については賛成をしたいということでございます。

それから、播州織の今後といいますか、今の国内における立ち位置というのを少し、鷺尾委員からご質問させていただきたいと思います。

○鷺尾委員

はい、失礼します。私も当事者の1人として、兵庫県の靴下工業組合の数値と国の中でのパーセンテージとかいうのをやっていて、輸入におけるその浸透比率というものが一般的に公表もされておりますが、最近の報道では全繊維製品における輸入浸透比率は今現在98.5%を超えているということで、去年からの1年間をみるとまたそこから変化していると思います。

そんな中で、靴下は奈良県が1番大きいですがけれども、兵庫県を含めるその靴下業というものが、逆に国内の比率でどれだけあるのかということ、以前は10%を超えていたのですがでも1番最近では9%でございます。全平均が1.5%を切る状況の中で、靴下はまだ頑張っていることを示す数値になると思うのですね。そういったところの比較論というのは、立ち位置というお話をさせていただいたとおりで、いわゆる経編、いわゆる織物という分類が多分出ていると思うのですけれども、日本全国の織物の輸入に対しての国内比率がどれ位あるのかというのを、もしお調べいただけるのであれば教えて欲しい。そしてそのような中において、西脇が産地である播州織というのはどの辺の立ち位置にあるのだよということをもし分かればお教えいただけたらありがたいなと思っています。

#### ○安積賃金室長

はい、分かりました。今の手持ちではそういうデータは持ち合わせておりませんので、今後、事務局の方で確認して調査したいと思います。次回の家内労働部会で資料等を持ってご提示できるように取り組んで参りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

#### ○鷲尾委員

はい。やっぱり我々は繊維を語る時には、日本の立ち位置っていうのも同時に頭の中に入れておくべきだと思うのですね。同じようにタオル業界、これもやっぱり10%近く国内産業が残っております。だから日本人が求める物の生産というものはどんな業種で、どんな種類のものがあるかというのは把握できるものであれば知りたいなと思います。

#### ○安積賃金室長

分かりました。事務局の方で調査させていただきたいと思います。

#### ○今井部会長

ありがとうございます。

そうしましたら労働者側、委託者側双方から事務局案に対するご意見いただきましたので、それらのご意見を踏まえた上で、議題(4)について当部会としての意見をとりまとめたいと思います。ここまでの事務局からのご報告や委員サイドのご意見から、綿・スフ織物業では家内労働業務の減少や家内労働者の高齢化が進み、現行最低工賃につい

て品目を手掛ける委託者、従事家内労働者ともに減少しており、工賃総額は前回から比較すると上昇はしているものの、工賃単価は微増に留まることから、今後工賃水準が上昇する可能性が低いと思われること、また、最低工賃設定品目以外でまとまった各家内労働者数が従事する品目は見当たらず、新たに品目を新設する必要性は認められないこと、また、最低工賃適用家内労働者数合計は37人で廃止基準の100人を下回っているものの、綿・スフ織物業自体は企業数100社前後、労働者数は500人前後と一定数の規模があり、今後、早急に家内労働業務が消滅する可能性は認められないこと、家内労働者は高齢化しているものの、前回調査で補助者だった孫が家内労働者の後を継いで業務を行っているという現象もみられ、高齢化に歯止めが掛かる可能性があること、また、先程谷口委員からご紹介があったように、この業界で若手の方も育ていらっしゃるということで、成長も期待できるということ等を踏まえてのご意見は確認できまして、以上のことからこの兵庫県綿・スフ織物業最低工賃につきましては、今後の動向も慎重に見た上で審議することが望ましいと考え、改正諮問は見送りにしたいと思いますよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。それでは当部会としましては、この最低工賃につきましては改正諮問を見送るとの意見を確認いたしました。この最低工賃の審議結果については、今後開催される兵庫地方労働審議会の中で、私の方が口頭で部会の報告を行っていく予定としています。

続きまして、議題(5)「兵庫県釣針製造業最低工賃」についての審議に入ります。事務局からご説明お願いいたします。

○村田労働基準監督官

はい、引き続き私の方からご説明させていただきたいと思います。関係する資料は資料14から資料16、ページ番号では96ページ以降となっております。時間の都合もございますので、主な事項は抜粋して説明させていただきます。

まず、資料14、96ページの「兵庫県釣針製造業の企業数・生産数量・生産金額の推移」をご覧ください。

こちらの資料は県からデータの提供を受けて取りまとめを行ったものとなっております。当該データからは、兵庫県内の釣針製造業を営む企業数は徐々に減少しているものの、直近10年においては、その生産数量・生産金額は一定の水準を保っているものとみることができると考えられます。

次に、釣針製造業で最低工賃額が設定されている業務についてご説明させていただきます。資料6の15ページの「兵庫県の最低工賃」の兵庫県釣針製造業最低工賃のとこ

ろをご覧ください。こちらにございますとおり、釣針製造業最低工賃では大きく分けて、糸結び、仕掛け、包装の3種類の業務に対して最低工賃が設定されており、その内、糸結び、仕掛けでは、それぞれの業務で規格ごとに3つの最低工賃が設定されておりますので、合計で7つの最低工賃が設定されている状況となっております。こちらの最低工賃額については、資料15の97ページの「兵庫県釣針製造業最低工賃の推移」にございますとおり、平成元年の設定以降、4回の改正を経て、平成15年に設定されたものとなっております。

ここに記載されています各業務の作業内容などについて簡単ですがご説明させていただきます。まず、糸結びですが、こちらは基本的に釣り針に釣り用のナイロン糸であるハリスというものを結ぶ作業のことです。針の種類・大きさ・長さによって最低工賃の適用の有無が決まります。ただ一方で、鮎友釣針、3本錨結びは釣針のバラ針3本とハリスを一緒に持って、釣針の胴部分を糸で結んで3本の針を錨状に広げて、釣針の胴部分を接着剤で固定する作業になるのですけれど、こちらに関しては大きさや長さによる適用の有無の違いはありません。

次に仕掛けですが、こちらはメインラインとなるその糸に、糸結びをしたサルカンや、オモリ等を付けて、そのままその竿に結び付けると釣りができる状態に仕上げる作業のことです。こちらも、その針の種類や本数によって最低工賃の適用の有無が決まります。

最後に包装ですが、こちらについてはバラ針をポリ袋等に台紙と共にに入れて包装する作業のことです。その15本入り台紙付きの包装を1個として最低工賃が適用されます。

続きまして、資料16、100ページの「兵庫県釣針製造業家内労働実態調査報告書」についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては令和7年6月に委託者、家内労働者双方に対して郵送で調査を行った結果、まとめたものとなっております。今年度の調査結果について、簡単ですがご説明させていただきます。

まずその調査の概要ですが、今回調査対象とした委託者件数は調査実施時点において、当局で把握していた14社となっております。また、家内労働者に対する調査は委託者調査を行った14社に対し、その委託者を通して、それぞれが委託している家内労働者の中から各社5人を上限として無作為に抽出、そして調査表を配布していただき、その家内労働者合計53人に対して調査を依頼したものとなります。その内、委託者については14社からご回答いただき、内3社については現在においても家内労働者に対して委託を行っているという回答でした。

家内労働者については53人の内、35人からご回答をいただきました。また、今回調査で委託があるとご回答した委託者に対して委託している家内労働者数をご回答いただいたところ、令和7年においては375人ということでした。令和5年度に実施した前回調査では、その委託者数が14社、家内労働者数が425人となっておりますので、今回の調査の結果は先程申し上げたとおり、委託者数13社、家内労働者数375人ということで、前回に比べて減少したということにはなりません。ただその一方で、補足資料の129ページ

をまずご確認いただくと、平成 26 年度調査からの委託者数・家内労働者数の推移が記載されているのですが、長期的には一概に減っている訳ではなくて、その増減を繰り返している状況であることが分かります。

続きまして、104 ページをご覧ください。第 2 表「委託者の雇用労働者数による規模別区分」をご覧くださいいただければと思うのですが、こちらは委託している家内労働者数別の委託者数となっておりますが、13 社の内、委託者が雇用するその労働者が 10 人以上 29 人以下の委託者は 7 社ということで、全体の委託者の半数を占めているということになっています。ただ一方で、雇用労働者数が 100 人以上の委託者も 2 社ありますので、一部の大手と他の小規模の委託者という形で分かれている状況が認められます。

続きまして 107 ページの第 13 表「規格別委託状況」では規格別の委託者数・家内労働者数を示しておりますが、その委託が最も多かった業務というのは、その委託者 8 社で、家内労働者数が 202 人の包装の業務でした。次にその委託者 4 社、家内労働者 46 人の丸セイゴ針、糸結びとなっております。他の業務は委託者 2～3 社で家内労働者数が 14 人以下となっております。また、鮎友釣針の糸結びの業務については家内労働者の委託が認められず、こちらは令和 5 年度の前回調査でも鮎友釣針の家内労働者の方は認められなかったということですので、前回と同様の結果だったということになります。また、規格毎の工賃最低額も同じ表に示しておりますが、糸結びの内、丸セイゴ針が最低工賃額 1.4 円のところ最低額 1.3 円、チヌ針が最低工賃額 2 円のところ最低額 2.28 円、仕掛けの内、キス針が最低工賃額 20 円のところを最低額 24 円、ハゲ皮付 7 本針仕掛が最低工賃額 19.3 円のところ最低額 26.7 円、胴突仕掛が最低工賃額 17 円のところ最低額 21 円、包装が最低工賃額 3 円のところ同じ 3 円となっております。糸結びや包装のような最低工賃近傍の業務がある一方で仕掛けのような最低工賃よりも高くした業務も認められる状況です。また、丸セイゴ針では最低工賃を下回っている家内労働者の方も認められたのですが、令和 7 年 11 月時点で、当該家内労働者は退職をされておりました。現在、同委託者から同様の業務を受けている家内労働者は現時点ではないということでした。補足資料の 132 ページでは、平成 26 年調査時からの「工賃最低額の推移」を掲載しています。こちらを見ますと、平成 29 年調査の方から概ね上昇傾向であることが見受けられます。

では、次に家内労働者調査の結果について報告致します。

まず、112 ページの第 25 表の「1 ヶ月当たり工賃額階級別家内労働者数」ですが、こちら家内労働者 35 人の内、25 人の約 71% が 5 万円未満となっております。平均金額が 33,491 円となっております。令和 5 年度の前回調査では 5 万円未満の割合が 79% で平均額は 29,766 円だったので、前年度からは工賃は上昇しているということが認められます。

続きまして、113 ページの第 28 表『「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数』なのですが、こちらは家内労働者の年代別と経験年数の表ですが、釣針製造業につきましては経験年数が 10 年以上の方が 22 人と全体の約 63% を占めて、経験年数が長い方が多くなっております。年齢については 60 歳以上が 25 人と全体の 71% を占めており

まして、また平均年齢が 68.7 歳となりまして、令和 5 年度の前回調査では 60 歳以上が 50%、平均年齢が 63 歳であったことから比較的高齢化が進行している状況となっております。一方で、経験年数が 3 年未満の方が 2 人いらっしゃいまして、少数ながら新規で家内労働を始めた方もいらっしゃいますので、高齢化の一辺倒という訳でもないと思われれます。

続きまして、戻っていただきまして 109 ページですが、上の表は委託者から釣針業界及び各社の現況と今後の見通しに関する意見を回答していただいた結果となっております。6 社から意見をいただいておりますが、6 社とも昨今の景気の状況や天災の増加、家内労働者の高齢化等により将来を不安視するような意見がありました。また、下の表については、委託者から最低工賃に関する意見を回答していただいた結果となっております。1 社のみになるのですけれど、できるだけの支払いはしているとの趣旨の意見がありました。

飛びまして 114 ページですが、こちらは最低工賃に対する家内労働者の方のご意見をいただいた結果となっております。「最低工賃を引き上げて欲しい」という方が 15 名、「最低工賃を引き上げるよりは仕事量を確保して欲しい」という方が 4 名、「特に意見はない」という方が 9 人ということで半数以上が「最低工賃を引き上げて欲しい」または「仕事量を確保して欲しい」という意見でした。

下の表は、家内労働者の家内労働に関する意見をいただいた結果となっております。いただいた意見をそのまま転記しておりますが、工賃の引き上げを望む意見が比較的多く見受けられます。

飛びまして 121 ページですが、こちらは委託者調査で把握できた最低工賃設定業務以外の家内労働業務について一覧で記載しております。最も従事家内労働者が多い業務は 6 番の包装(バラ針 25 入り、台紙付、中袋入)で、こちらが 45 人となっております、他の業務に関しては 10 人以下となっておりますので、全体として 1 つの業務に 100 人以上のまとまった家内労働者が従事する業務というのは見受けられなかったということになります。

以上が今年度の釣針製造業最低工賃の実態調査結果に関する説明となります。

調査結果を踏まえて、事務局としましては、今年度の兵庫県釣針製造業最低工賃については、改正諮問の実施が妥当ではないかと考えております。その理由としては数点ございまして挙げさせていただきますと、実態としての月額平均工賃額は前年度から約 15%程度上昇しております、また、工賃最低額は平成 26 年調査時から長期的にはありますが、概ね上昇傾向であること、また、令和 7 年度調査で判明した家内労働者数は 375 人で、過去の状況を見ても増減を繰り返していることから、業種に継続性があると認められること、また、今回の委託者調査で認められた適用家内労働者数は少なくとも 202 人でして、375 人中 202 人ということで、家内労働者数全体において相当程度の割合は占めていらっしゃるのかなと思われること、また、前回の改正は平成 15 年 8 月 14 日ということにして、最後の改正時から 20 年以上も経過している状況にして、長期間改正されていないということも理由として挙げられるかと思えます。

よって、今回につきましては改正の必要性があるのではないかと事務局としては考えております。

以上の旨、事務局からご提案させていただきたいと思います。引き続きご審議をよろしくお願いいたします。

○今井部会長

それでは、ただ今の事務局からのご提案につきまして、労働者側、委託者側でご意見を集約した上でご発言をお願いしたいと思いますが、意見集約にあたり別室へ移ります。その時間をいただいた方がいいでしょうか。

○各委員

はい。

○今井部会長

では、事務局でご案内お願い致します。

○安積賃金室長

では、ご案内させていただきます。

(労働者側委員、委託者側委員別室にて打ち合わせ)

(梅野委員、所用により本部会を退席)

○今井部会長

それではまず、事務局提案に対しまして、労働者側委員からご意見お願いできますでしょうか。

○中西委員

中西から報告させていただきます。資料の132ページにありますとおり、工賃の平均額の推移のところで、令和7年調査の工賃の額と現行の最低工賃の額で、乖離があるところもありますので、そういった意味でも事務局提案の方に賛成させていただいて、改正が必要かなというふうな結論になっております。

以上です。

○今井部会長

ありがとうございます。そうしましたら、続きまして委託者側委員の方からご意見お願いいたします。

○谷口委員

それでは委託者側を代表して、谷口からご報告をさせていただきます。結論としては、事務局の意見に同意をさせていただくということで、改正の検討については必要ということの結論に至りました。現状からすると、こちらの釣針も兵庫県にとっては地場産業ということで、その中で委託者の調査の結果等をみていますと、内職の従事者が減少傾向にあるので海外で仕事を出しているという委託者もいらっしゃるようですので、やはり国内の雇用、それから、産業を維持するために、やはり工賃なりで少しでもその業務に従事したいという気持ちを持っていただけるように、どれ位上げられるか、もしくは上げる結果になるかどうかというのは別の部会での検討になろうかと思えますけども、その検討は少なくとも20年以上工賃の見直しがないという状況も踏まえて、改正の検討は必要という結論に至りましたのでご報告させていただきます。

○今井部会長

ありがとうございます。それでは、労働者側、委託者側双方からのご意見伺いまして、それらのご意見を踏まえたうえで、議題(5)について当部会としての意見を取りまとめたいと思います。

ここまでの事務局からのご報告や各委員からのご意見から、月額平均工賃額は前年度から約15%上昇しており、工賃最低額は過去調査時から概ね上昇傾向にあることや、令和7年度調査で判明した家内労働者数は375人で過去5年間の状況を見ても増減を繰り返していることから、業種に継続性があると認められること、また、今回の委託者調査で認められた適用家内労働者数は少なくとも202人であり、家内労働者数全体を見て相当程度の割合を占めていること、前回の改正が平成15年8月14日であり、最後の改正時から20年以上経過し長期間改正されていないこと、また、実際の工賃の平均の推移、最低額との乖離があることや国内の雇用を守っていく必要があるとのご意見が確認できました。

以上のことから、この兵庫県釣針製造業最低工賃につきましては、改正の必要性があるということで諮問をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○今井部会長

ありがとうございます。それでは当部会としましては、この兵庫県釣針製造業最低工賃については、改正の必要性ありとすることを確認いたしました。

そのため、この最低工賃については文書で部会報告案を作成し、今後の兵庫地方労働審議会に報告を行っていくこととしたいと思います。

では、事務局は、兵庫県釣針製造業最低工賃についての報告案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局が報告文(案)を各委員に配布)

○今井部会長

それでは、兵庫県釣針製造業最低工賃についての報告書(案)の確認を行います。事務局で読み上げていただけますでしょうか。

○安積賃金室長

では、読み上げさせていただきます。

(案)

令和8年1月26日

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭涼子 殿

兵庫地方労働審議会

家内労働部会

部会長 今井陽子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について(報告)

令和8年1月26日、兵庫地方労働審議会家内労働部会において、標記について慎重に審議を重ねた結果、兵庫県釣針製造業最低工賃について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

以上です。

○今井部会長

ありがとうございました。この報告書(案)について何かご意見ありますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご意見等ないようですので、この案を採用し、(案)という部分を削除して当部会の正式な報告書と致します。

それでは、事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。本日の部会での審議結果につきましては、先程部会長から説明がありましたとおり、今後2月20日に予定されています兵庫地方労働審議会において、今井部会長からこの部会報告を地方労働審議会会長に報告していただく予定となっております。

なお、改正の必要性ありとの結論になっていきますので、その地方労働審議会において、兵庫労働局長から会長に対して改正諮問を行う予定となります。

その諮問を行いましたら、兵庫労働局の掲示板等に関係家内労働者や関係委託者からの意見を求める「意見聴取に関する公示」を行います。

それらを踏まえて、最低工賃の改正金額審議を行うために、別途、釣針製造業に係る最低工賃専門部会を設置させていただきます。この委員につきましては、公益側委員3名、労働者側委員3名、委託者側委員3名となり、それらの委員の指名につきましては、釣針に関する議事内容に係る方の中から、別途、会長から指名していただくこととなります。

その委員指名のご連絡は、事務局より対象委員の方に個別にメールで通知させていただく予定としております。また、専門部会の開催につきましては、その委員の方に事前に日程調整をさせていただいて開催日を決定し開催したいと考えております。今後の見通しとしましては、次の地方労働審議会での改正諮問後に意見聴取の期間をとり、さらに委員の指名手続きを終えて、そこから日程調整したうえで最低工賃専門部会を開催する見込みとなりますので、今年4月から5月の間でその専門部会を開催する予定になるのではないかと考えております。

事務局からは以上となります。

○今井部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関して、何かご質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご意見もないようですので、議題(6)「その他」についてとなりますが、委員の方から全体を通して何か確認のご質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特にご質問等ないようですので、最後に事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○安積賃金室長

では最後に、本日の部会の議事録につきましては、部会の冒頭で確認させていただきましたとおり、公益代表、家内労働者代表、委託者代表の議事録確認担当の各委員の方に、事務局より後程、議事録（案）をメールでお送りさせていただきます。ご確認いただきましたら、修正等を施したうえで、事務局よりホームページに掲載する予定としております。よろしくお願いいたします。

以上となります。

○今井部会長

他にないようですので、これで第27回家内労働部会を終了いたします。本日はご審議ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

今井 陽子

森田 直樹

谷口 幸史